

岩手県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
北上脳神経外科クリニック	岩手郡岩手町大字五日市第11地割79番地65	平成23年6月1日
細井歯科医院	一関市新大町135番地	平成23年6月16日
とうごう薬局	陸前高田市竹駒町字細根沢2番地4	平成23年7月20日
とおの宮本眼科	遠野市東館町8番7号	平成23年8月1日
竹山町診療所	一関市竹山町5番34号	〃
つくし薬局末広店	上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前129番地11	〃
そうごう薬局高田店	陸前高田市米崎町字野沢17番地1	〃